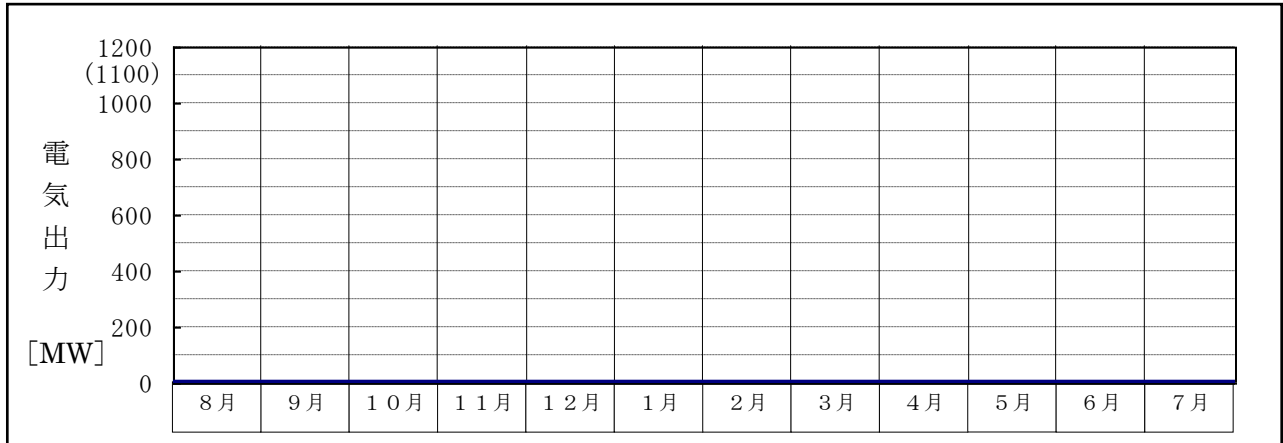


東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 23 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（令和 2 年 8 月 ～ 令和 3 年 7 月）



3. その他

(1) 東通原子力発電所 1 号機における新規制基準適合性審査の状況について

- 平成 26 年 6 月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており，これまでに審査会合は 31 回開催されております。
- 令和 3 年 2 月 5 日の審査会合においては，基準地震動^{*1}の策定に向けて「内陸地殻内地震の地震動評価」が審査されました。当社から，横浜断層の断層面を発電所敷地下方に延長し近づけたケースを，耐震裕度確保の観点から仮想的に設定したことを説明しました。
- 原子力規制委員会からは，その設定に至った考え方や各種パラメータ^{*2}の設定についてより説明性を高めることとのコメントがされたことから，継続審議となりました。
- 令和 3 年 4 月 23 日の審査会合においては，基準地震動の策定に向けて「プレート間地震の地震動評価」が審査されました。当社から，プレート間地震の断層設定位置の考え方や先行プラントとの整合性等を説明し，委員より『概ね妥当な検討がなされた』との発言があり，当社評価が了承されました。
- 令和 3 年 5 月 14 日の審査会合においては，基準地震動の策定に向けて「海洋プレート内地震の地震動評価」が審査されました。当社から，評価の検討条件や方法，不確かさの設定の考え方等を説明するとともに，新知見となる 2 月 13 日福島県沖の地震の検討結果も説明し，委員より『概ね妥当な検討がなされた』との発言があり，当社評価が了承されました。
- 令和 3 年 7 月 9 日の審査会合においては，基準津波^{*3}の策定に向けて「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震に起因する津波」^{*4}が審査されました。当社から，詳細解析による評価などにより最大津波水位に変更ない旨を説明し，東通の連動型地震に起因する津波の評価の妥当性について規制側の了解が得られ，基準津波の策定に向けて前進となりました。

- 今後も引き続き、基準地震動および基準津波の策定に向けた審査に対応してまいります。
- ※1：原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり、敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの
- ※2：地震規模，断層位置，断層傾斜角等
- ※3：原子炉施設の供用期間中（運転開始から廃炉までの間）に極めてまれではあるが発生する可能性があり，施設に大きな影響を与えるおそれがある津波
- ※4：東通原子力発電所の最大津波水位を決定する津波

（別紙1）基準地震動の審査

（別紙2）基準津波の審査

（2）東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可について

- 当社は，令和2年5月29日および令和3年2月19日に，原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を原子力規制委員会へ行いました。
- 令和2年5月29日に行った変更認可申請において変更した主な内容は，原子炉等規制法の改正による原子力発電所の検査制度の見直しに伴い，以下の事項を変更するものであり，令和2年9月17日に認可をいただきました。
 - ・原子力事業者による検査や日々の保安活動の明確化に関する事項
 - ・原子力発電所の品質管理に必要な体制の整備に関する事項
- 令和3年2月19日に行った変更認可申請において変更した主な内容は，「保安に関する組織」の変更であり，令和3年7月の当社原子力部門（本店，原子力発電所）の組織整備における，一部組織の組織名称の変更に伴い，関連する条文の記載内容を変更するものであり，令和3年5月18日に認可をいただきました。

（3）東通原子力発電所1号機における安全対策工事完了時期の見直しについて

- 当社は，新規制基準適合性審査に対応するとともに，同基準や最新の知見を踏まえた安全対策に取り組むことで，令和3年度の工事完了を目指してまいりました。
- 新規制基準適合性審査においては，現在，地震・津波に係る審査が行われているところですが，これまでに，発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容について，概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただくなど，審査は着実に進捗しております。
- 一方，今後の基準地震動・基準津波の策定に係る審査や，その後のプラント（設備）審査の終了までは，一定の期間を要するものと考えております。
- また，審査と並行して鋭意取り組んでいる安全対策工事については，審査の過程で得られた知見・評価などを適宜反映しながら，設計や工事を進めていくことが必要な状況にあります。
- こうしたことから，東通1号機の安全対策工事の工程について，女川2号機における審査実績などを参考に，改めて評価した結果，令和6年度の工事完了を目指すことといたしました。

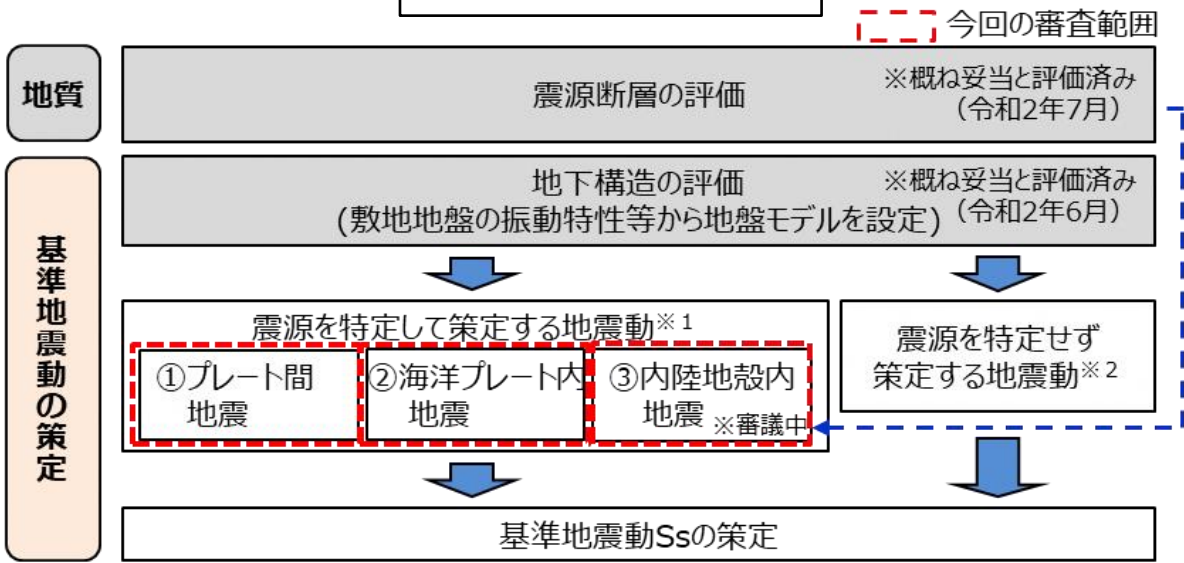
- 当社としては、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、地域の皆さまからのご理解を得ながら、準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。

(別紙3) 東通1号機に関わる安全性向上と再稼働に向けた取り組みについて

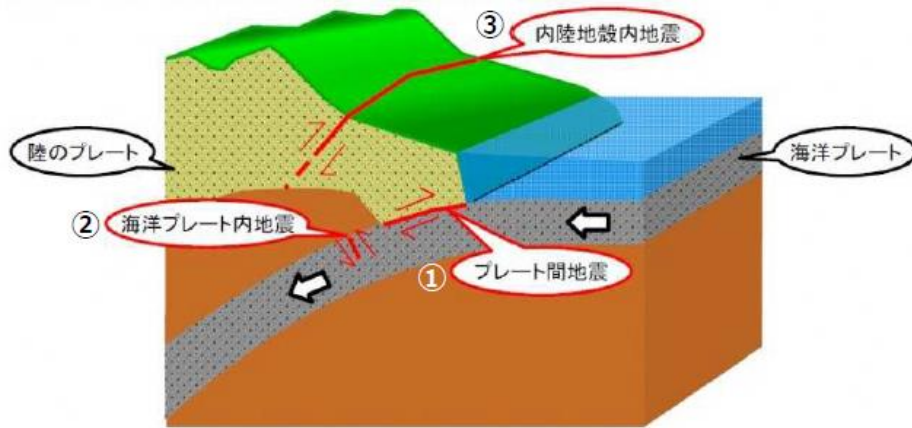
詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)

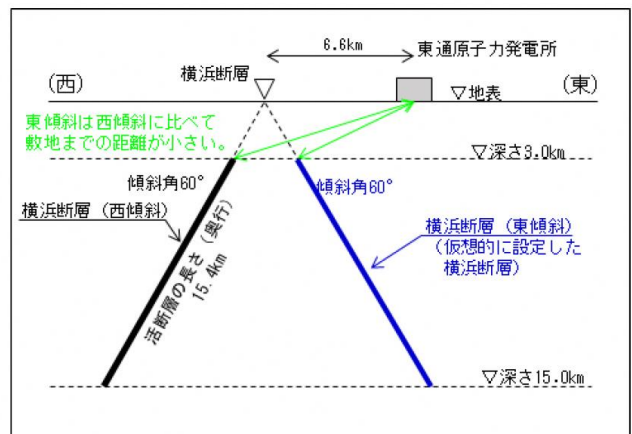
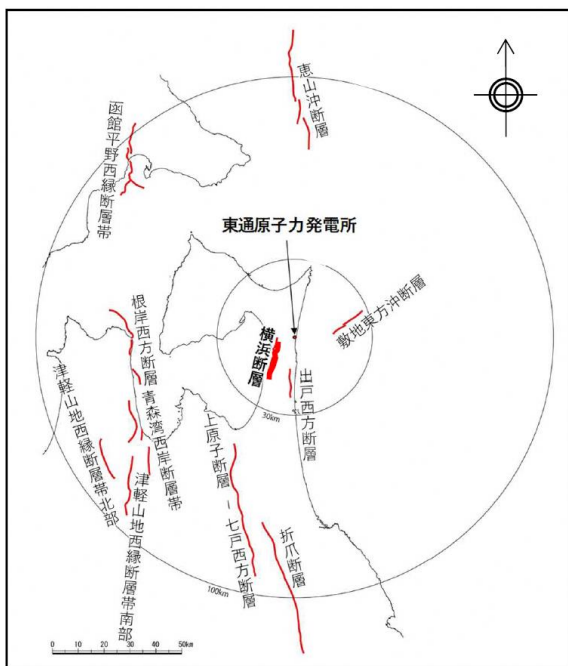
基準地震動の審査



- ※1 敷地周辺の地震の発生状況や「震源断層」をもとに評価する地震動
- ※2 全国共通的に評価する地震動



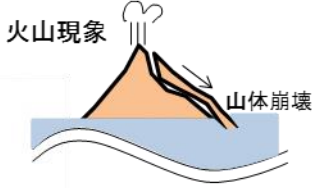
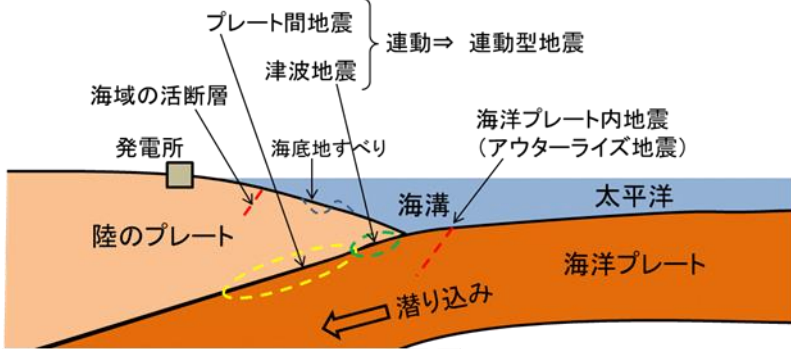
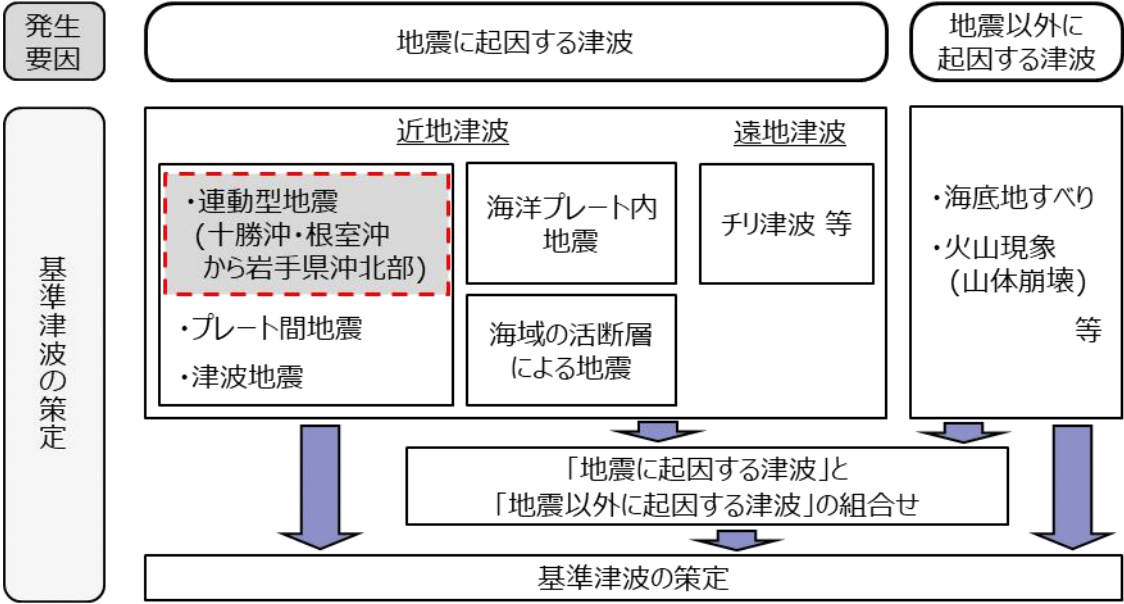
地震発生様式の模式図



横浜断層(西傾斜・東傾斜)による地震の概要 (下北半島の東-西断面図)

基準津波の審査

今回の審査範囲



東通1号機に関わる安全性向上と再稼働に向けた取り組みについて

- 当社は、東通1号機について、新規制基準適合性審査への対応や安全対策工事に取り組んでおります。
- 今後とも、新規制基準への適合性とどまらず、さらなる安全レベルの向上を着実に進め、地域の皆さまからのご理解を得ながら、準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。

< 適合性審査の状況 >

- ① 地震・津波の審査
 - ・ これまでの審査により、発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性について「概ね妥当な検討がなされている」と評価されており、断層評価に関する審査は一通り終了
 - ・ 現在、基準地震動の策定に向け、「震源を特定して策定する地震動」に関する審査と、基準津波の審査に対応中
- ② プラント（設備）の審査
 - ・ 先行プラントの審査動向や女川2号機での審査実績を参考に、審査が効率的に進捗するよう準備中

< 安全対策工事の状況 >

- ・ これまでに、電源車や注水車、代替非常用冷却系海水ポンプ等の配備を完了しているとともに、海拔約16mの防潮堤を設置
- ・ 現在、審査の中で得られた知見・評価等を反映しながら、フィルタベント設備、緊急時対策所の設置工事や耐震工事を実施中

